

## 学校法人北翔大学 自主行動基準管理規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人北翔大学（以下「法人」という。）における自主行動基準の管理について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 自主行動基準とは、法令を遵守し、社会的規範・倫理に則って行動し、基本的人権を尊重するとともに、各設置校の教育理念のもと、創造性豊かな人材を育成し、文化の向上、社会福祉及び地域の発展に寄与するという基本方針を実現するために、役員及び教職員がとるべき行動の基準を定めたものである。

(適用範囲)

第3条 この基準は法人の全ての組織、全ての役員及び教職員を対象とする。

(役員・役職者の責務)

第4条 役員及び役職者は、自主行動基準の精神を実現することが自らの役割であることをよく認識し、率先垂範のうえ、関係者に周知徹底しなければならない。

(委員会)

第5条 この基準の主管部署はコンプライアンス委員会とし、この基準に関する事務は総務部とする。

2 委員会は、この基準の定める事項につき、関係部門に助言及び提言を行うことができる。

(公開・評価)

第6条 自主行動基準を適切な手段を用いて利害関係者に広く示し、その遵守及び実践の状況について評価、意見等を求めるよう努めなければならない。

2 利害関係者からの評価、意見等は総務部コンプライアンス管理担当が管理し、適時、常勤理事会及びコンプライアンス委員会に報告する。

3 評価、意見等に回答が必要な場合は、総務部はコンプライアンス委員会に付議し、委員会の協議結果をもとに、管理担当者は回答案を作成し常勤理事会に付議する。

(監査)

第7条 法人における自主行動基準の遵守状況は、監事の監査対象とする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は外部の評価、意見等を十分に踏まえ、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成18年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年11月7日から施行する。

附 則（法人名称変更に伴う改正）  
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。